

九州大学法科大学院
『六本松継続教育オフィス』セミナー

ベーシック企業法務 「企業における不動産の法務」

不動産事業者でなくても、企業活動においては、例えば自社事務所や店舗・工場・倉庫などの賃貸借契約や立退き、購入や売却など、様々な場面で不動産取引を行うことがあります。また債権回収においても、相手方の資産としての不動産の権利関係を検討しなければならない場面があります。このように、どんな分野の企業でも、法務担当者には不動産法務に関する一定の知識が求められています。

そこで、今回のセミナーでは、昨年11月に『不動産の法務』（勁草書房）という著書が出版されたばかりの喜多村勝徳弁護士を講師に招いて、法務担当者が知っておくべき不動産に関する基本的知識を解説するとともに、最近の重要改正（共有物関係、所有者不明土地関係など）についても紹介していただきます。

社員の研修のひとつとして、また、管理職の方の学びなおしとして、是非ご参加ください。

2024年3月27(水)15時～17時
オンライン開催(先着100名) 参加費 無料

主催／九州大学法科大学院

プログラム

15:00 開会あいさつ

15:05 「企業における不動産の法務」

講師／弁護士 喜多村勝徳(丸の内法律事務所)

〈略歴〉12年間裁判官を務めたあと平成8年から現職。“ヤメ判企業法務のプロ”と言われる。

平成24年から令和5年まで学習院大学法学部非常勤講師。

著書に「企業法務判例クイックサーチ 300」(第一法規 2019)など。

16:40 質疑応答

17:00 閉会

参加申込みは、

<https://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/questionnaire/?cId=Y10o5W2Gec> から

お願いします。万一この申込サイトに不都合があるときには、

メール:qlskeizoku@gmail.com 宛てに、お名前、所属、連絡先(電話番号)をお送りください。

